

令和 7・8 年度天草市建設工事に係る業務委託入札参加者資格審査格付基準

第 1 趣旨

この基準は、天草市建設工事に係る業務委託入札参加者資格審査格付要綱第 4 条第 2 項に規定する格付の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 格付対象業種

格付の対象業種は、測量業務、建設コンサルタント業務、建築事務所業務の 3 業種とする。

第 3 用語の意義

この基準における「総合点数」の意義は、第 5 に規定する経営・技術事項等評価項目及び数値により算出した点数とする。

【経営・技術事項等評価項目評価算定基準】

入札参加資格者の区分	総合点数の算出方法
① 天草市内に主たる営業所を有する者	第 5 に規定する経営・技術事項等項目及び数値により、総合点数を算出する。
② 天草市外に主たる営業所を有し、天草市内に入札及び契約に係る権限を委任している営業所（以下、「市内営業所」という。）を有する者	天草市内の営業所の経営・技術事項等項目及び数値により総合点数を算出する。 ただし、部門別実績高及び技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高の項目に関しては、市内営業所以外の営業所分の値に 0.3 を乗じて得た値を加えた数値により総合点数を算出する。

第 4 格付の方法

（１）格付の方法

各有資格者の格付は、天草市競争入札参加者資格審査申請において業務実績があることとし、その総合点数に応じ、下表（２）「等級格付表」において行うものとする。

なお、前回格付を受けていない業種、又は前回格付を受けていない者については、下位の等級に格付するものとする。

（２）等級格付表

格付を行う測量業務、建設コンサルタント業務、建築事務所業務における各業務部門の格付は、それぞれ 2 等級に区分するものとし、市内事業者として評価した各部門の事業者数を 2 で除した正数値の順位の事業者の総合点数をもって、その点数以上の者を A 等級、以下の者を B 等級として各部門に区分し格付けするものとする。

等級	測量業務	建設コンサルタント業務	建築事務所業務
A	364 点以上	343 点以上	266 点以上
B	364 点未満	343 点未満	266 点未満

第5 経営・技術事項等項目及び数値

(1) 経営事項 《格付する全業務部門を対象とする事項》

項 目	段階区分	付与数値	備考
元請年間平均 測量、設計コン サルタント、及 び建築士事務所 の部門別実績高 (審査基準日の 直前2年の各営 業年度における 受託業務の実績 高の年間平均 額：単位未満切 捨て)	1 億円以上	100 点	天草市内の営業所の値 に当該営業所以外の営 業所分の値に 0.3 を乗 じて得た値を加えた部 門別実績高とする。
	8000 万円以上 1 億円未満	90 点	
	6000 万円以上 8000 万円未満	80 点	
	4000 万円以上 6000 万円未満	70 点	
	2500 万円以上 4000 万円未満	60 点	
	1500 万円以上 2500 万円未満	50 点	
	1000 万円以上 1500 万円未満	40 点	
	800 万円以上 1000 万円未満	30 点	
	600 万円以上 800 万円未満	20 点	
	400 万円以上 600 万円未満	10 点	
	200 万円以上 400 万円未満	5 点	
	200 万円未満	0 点	
自 己 資 本 額 (審査基準日の 直前営業年度の 決算日における もの)	3000 万円以上	50 点	個人事業者の場合は、 最低点を付与する。
	1000 万円以上 3000 万円未満	40 点	
	500 万円以上 1000 万円未満	30 点	
	100 万円以上 500 万円未満	20 点	
	100 万円未満	10 点	
流動比率(審 査基準日の直前 営業年度の決算 日におけるも の)	130%以上	40 点	個人事業者の場合は、 最低点を付与する。
	95%以上	30 点	
	75%以上	20 点	
	60%以上	10 点	
天草市内での 営業年数 (令和6年12 月31日現在)	25 年以上	40 点	
	10 年以上 25 年未満	30 点	
	5 年以上 10 年未満	20 点	
	1 年以上 5 年未満	10 点	
	1 年未満	0 点	

(2) 技術事項

(7) 測量業務部門

事項区分		基準区分	点 数	備 考
測 量 部 門	測量法第 55 条 5 第 1 項の規定による登録状況	測量登録業者	30 点	
	技術職員の雇用状況	測量士	1 人につき 15 点	天草市内の営業所の技術員数に当該営業所以外の営業所分の各技術員数に 0.3 を乗じて得た人数（四捨五入）を加えた人数に応じて算出するものとする。
		測量士補	1 人につき 5 点	

(イ) 建設コンサルタント業務部門

建 設 コ ン サ ル タ ン ト 部 門	建設コンサルタント登録規定第5条に基づく登録状況	建設コンサルタント登録業者	30 点	
	技術職員の雇用状況	総合監理部門（地質を除く）技術士	1 人につき 25 点	天草市内の営業所の技術員数に当該営業所以外の営業所分の各技術員数に 0.3 を乗じて得た人数（四捨五入）を加えた人数に応じて算出するものとする。 ※同一の者が同一部門の技術としては重複できない。
		総合監理部門（地質を除く）以外の技術士	1 人につき 20 点	
		RCCM（シビル コンサルティング マネージャ）（地質を除く）	1 人につき 10 点	
		1 級土木施工管理技士	1 人つき 10 点	天草市内の営業所の技術員数に当該営業所以外の営業所分の各技術員数に 0.3 を乗じて得た人数（四捨五入）を加えた人数に応じて算出するものとする。
		計量士（環境計量士（濃度関係及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。	1 人つき 10 点	
		第 1 種電気主任技術者	1 人つき 10 点	

		伝送交換主任技術者	1人つき 10点	
		線路主任技術者	1人つき 10点	
		水産工学技士	1人つき 10点	
		構造設計1級建築士	1人つき 10点	
		設備設計1級建築士	1人つき 10点	
		1級建築士（構造設計1級建築士及び設備設計1級建築士を除く。）	1人つき 10点	
		建築設備士	1人つき 10点	

(ウ) 建築事務所業務部門

建築事務所業務	技術職員の雇用状況	構造設計1級建築士	1人につき 25点	天草市内の営業所の技術員数に当該営業所以外の営業所分の各技術員数に0.3を乗じて得た人数（四捨五入）を加えた人数に応じて算出するものとする。
		設備設計1級建築士	1人につき 25点	
		木造建築士（構造設計1級建築士、設備設計1級建築士及び1級建築士を除く。）	1人につき 10点	
		1級建築士（構造設計1級建築士及び設備設計1級建築士を除く。）	1人につき 15点	
		2級建築士（構造設計1級建築士、設備設計1級建築士及び1級建築士を除く。）	1人につき 10点	
		耐震診断・耐震改修設計資格建築士	1人につき 5点 加点	
		建築積算資格者（建築積算士）	1人につき 10点 加点	
		建築設備士	1人につき 15点 加点	

(3) その他事項 格付する全業務部門を対象とする事項

(7) 社会的・地域貢献等

事項区分		基準区分	点 数	備 考
業 務 成 績	天草市発注の測量・設計コンサルタント及び建築士業務各部門の業務委託における粗雑業務状況	成績が「良」未満の業務 (令和5年1月～令和6年12月まで)	1件当たり△20点	
信 用	信用の度合	令和5年1月～令和6年12月までの間における天草市単独の指名停止	1月当たり△20点	1月未満の端数1月で算定する。
社 会 的 貢 献 度	住民雇用の状況	天草市に住民登録をしている者を令和3年12月31日以前から継続雇用	1人につき5点	最高10人までとする。
	女性住民の新規雇用状況	天草市に住民登録をしている女性を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に新規に採用し継続雇用	1人につき5点	
	若年者住民の新規雇用の状況	天草市に住民登録をしている採用時年齢が35歳以下の若年者を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に新規に採用し継続雇用	1人につき5点	
	新卒者住民の新規雇用の状況	天草市に住民登録している学校教育法に規定する学校又は専修学校を令和4年度から令和5年度までに間に卒業した者を継続雇用天草市に住民登録している新卒者を継続雇用	1人につき5点	
	天草市住民である障がい者の雇用の状況	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の適用に関係なく障がい者を令和6年12月31日現在2カ年間以上継続雇用	1人以上雇用している場合5点	
	天草市住民である保護観察対象者の雇用の状況	「更生保護法」に規定する保護観察対象者を令和6年12月31日現在2カ年間以上継続雇用	1人以上雇用している場合5点	

	天草市消防団員の雇用の状況	天草市消防団員を令和6年12月31日現在2カ年間以上継続雇用	1人につき5点	
	消防団協力事務所の締結状況	天草市と消防団協力事務所として締結している場合	10点	社団法人団体に加入し、その団体が締結している場合には加点対象とする。
	防災協定の締結状況	天草市と防災協定を締結している場合	10点	
	天草市管内でのボランティア活動の状況	令和5年及び令和6年の各年とも活動実績がある場合	5点	
その他	令和4年12月31日現在の決算日における職員総数	職員総数×当該部門平均実績高／全部門平均実績高（50点まで）		第3に規定した算出方法により算出した数値を用いるものとする。

(イ) 公共業務(国、地方公共団体、公団等発注の元請業務)の実績高

区 分	点 数
6000万円以上	60点
1000万円以上 6000万円未満	40点
1000万円未満	20点
業務なし	0点

※1 審査基準日の直前2年の各営業年度における請負業務の実績高の年間平均額（単位未満切捨て）に応じて算出する。

ただし、営業開始から営業年度が2カ年度を経過していない者にあつては、審査基準日の直前1カ年度における請負業務の実績高に応じて算出する。

※2 天草市外に主たる営業所を有し、市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有するものは、当該営業所の請負業務実績高にそれ以外の営業所の請負業務実績高に0.30を乗じて得た実績高を加えた額に応じて算定する。

(ウ) 各部門の請負業務実績高の合計に占める各部門（測量業務・建設コンサルタント業務・建築事務所）業務の平均実績高の請負業務実績の比率

区 分	点 数
90%以上	90点
80%以上 90%未満	80点

70%以上	80%未満	70点
60%以上	70%未満	60点
50%以上	60%未満	50点
40%以上	50%未満	40点
30%以上	40%未満	30点
20%以上	30%未満	20点
10%以上	20%未満	10点
10%未満		0点

※1 審査基準日の直前2年の各営業年度における請負業務の実績高の年間平均額（単位未満切捨て）に応じて算出する。

ただし、営業開始から営業年度が2カ年度を経過していない者にあつては、審査基準日の直前1カ年度における請負業務の実績高に応じて算出する。

※2 天草市外に主たる営業所を有し、市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有するものは、当該営業所の請負業務実績高にそれ以外の営業所の請負業務実績高に0.30を乗じて得た実績高を加えた額に応じて算定する。